

奈良県柔道整復師協同組合及び一般の会館使用に関する規程

(目的)

- 第1条 公益社団法人奈良県柔道整復師会(以下「本会」という。)が定款第4条第3項に定めるその他本会の目的を達成するために必要な事業として、本会の会館の貸出使用を円滑に行うため規程を定める。

(奈良県柔道整復師協同組合(以下「協同組合」という。)の会館使用)

- 第2条 協同組合は、事務所内の一部(指定したデスク)のほか、会館の空き状況に応じて、全館の使用をできるものとする。但し、本会の事業を優先するものとする。
- 2 本会事務局の職員は協同組合の事務職員が不在時のときは、協同組合業務について本会職員による対応とする。
- 3 協同組合による会館使用に係る使用料金は、本会と協同組合の経済状況、及び社会通念上妥当な金額を設定するよう、双方の協議により契約書(又は、覚書)をもって決定する。

(本会会員の正会員、特別会員、賛助会員(以下「会員」という。)の会館使用)

- 第3条 会員は、会館の空き状況に応じて、会館の1階会議室を使用できるものとする。但し、本会の事業を優先するものとする。
- 2 会館の使用にあたっては、使用許可申請書を本会事務局提出し理事会の承認を受けなければならない。
- 3 会館使用料金については、理事会で定めた費用とする。また、会員は会館使用にあたって定められた使用条件を遵守しなければならない。

(一般の団体又は個人(以下「一般」という。)の会館使用)

- 第4条 一般は、会館の空き状況に応じて、会館の1階会議室を使用できるものとする。但し、本会の事業を優先するものとする。
- 2 会館の使用にあたっては、使用許可申請書を本会事務局に提出し理事会の承認を受けなければならない。但し、営利を目的とする一般には、使用許可しないものとする。
- 3 会館使用料金については、理事会で定めた費用とする。また、一般は会館使用にあたって定められた使用条件を遵守しなければならない。

(会員及び一般の使用許可申請及び使用料の納付)

- 第5条 本規定第3条、第4条により会館使用許可を申請するには、使用予定日の1か月前の前日(申請日が休館日となる場合は前日開館日とする。)までに、申請を終えるものとする。

- 2 会館使用料は、使用許可を受けた日から、使用日当日までに会館窓口にて現金払いもしくは指定口座への振込送金にて納付するものとする。振込送金の場合、振込手数料は会館使用者の負担とする。
- 3 会館使用料は、次の通りとする。

一般	2000 円/1時間
会員	1500 円/1時間

(開館時間及び休館日)

第6条 会館の開館時間

(1) 開館時間は午前 9 時から午後 5 時まで。

2 会館の休館日

- (1) 第1、第4、第 5 土曜日及び日曜日
- (2) 国民の祝日(日曜日と重なったときは翌日)
- (3) 年末年始(12月29日～ 1月 4日)
- (4) 夏季休日(8月13日～ 8月16日)
- (5) その他、本会の定める日

(会員及び一般の使用時間)

第7条 会館の貸出時間は、午後1時から午後5までとし、第6条第 2 項にある休館日は使用できない。

- 2 貸出時間内に仕込み(設営)・会場の準備・後片付け等の時間を含むこととする。

(会員及び一般の施設及び設備使用)

第8条 使用料には、設備使用料を含むものとする。

- 2 1 階会議室(1 階ホール) に、付属する設備の使用は可能とするが、遵守事項を守り使用すること。

(会員及び一般の使用許可)

第9条 使用許可書は使用料を納付後、発行とする。

- 2 次の場合には、使用許可を取消、又は使用を停止することがある。
 - (1) 使用者が使用許可条件(遵守条件)に違反したとき。
 - (2) 会館の施設、設備等を使用目的以外に使用したとき。
 - (3) 偽り、その他不正手段により使用許可を受けたとき。
 - (4) 使用权を第三者に譲渡又は転貸したとき。
 - (5) 会館の管理上又は公益の確保のため特に必要があると認められるとき。
 - (7) 前号に違反した場合、以後、貸出できないことがある。

- 3 次の場合は、入館又は使用を拒絶することがある。
- (1) 公益を害するおそれがあると認められるとき。
 - (2) 会館の施設又は設備を損傷し、又は滅失させるおそれがあると認められるとき。
 - (3) 大音量を伴う演奏等により他の近隣へ影響がある場合。
(会館の構造上、防音等の対策がなされていないため、音漏れ等が生じること
で近隣への迷惑となる場合がある。)
 - (4) 会館の管理上支障があると認められるとき。
 - (5) 公の秩序または善良の風俗に反する恐れがあると認められるとき。

(駐車場の利用)

第10条 会館の駐車場には搬入車両 1 台に限り駐車可能とする。

- 2 会館使用許可を受けた者は、会館使用時は参加者に対し電車、バス等公共交通機関を利用して来館するよう周知すること。
- 3 会館使用時は参加者の必要に応じて、駐車場の使用を認める場合がある。

(会館使用に際しての遵守事項)

第11条 会館を使用する者は、次のことを遵守することとする。

- (1) 使用責任者
会館との連絡及び会場管理のため、必ず使用責任者を決めておくこと。(申請時確認)
- (2) 安全管理
火災、盗難、停電、妨害、その他の事故発生防止のため、安全管理に万全を期すること。
- (3) 会館管理者の指示又は要請があった時は事故発生防止の措置を講じること。
- (4) 会館使用者は、非常時に備え、出入口等避難の妨げとなる場所に荷物を置かない。
- (5) 火気の使用は指定された場所のみとし、その他の場所への火器等の持ち込みは禁止とする。
- (6) 火災、盗難、停電、その他の事故により、使用者、出演者、観客等に損害を生じたときは、本会に重大な過失がない限り、本会は責任を負わない。
- (7) 事故発生の際は、直ちに応急の措置を取るとともに、速やかに本会事務局の職員まで連絡すること。
- (8) 会館使用者は、会館内に危険物等を持ち込ませないこと。
- (9) 定員は 30 名とし、入場者が定員に達したときは、入場を停止すること。
- (10) 会館内の器材・器具の使用終了後、原状に回復する場合には、会館職員の指

示を受け大切に扱うこと。

施設又は設備を損傷滅失したときは、賠償すること。

(11)湯茶等で湯沸室を利用する場合、茶の葉は会館使用者で用意すること。

また、湯飲茶わんを使用した場合は、洗ったうえ、元の場所に返却すること。

机、いす等を移動させた場合は、元どおりにすること。

冷蔵庫には大量の保管はできない。事前・事後の保管はできないものとする。

(12)継続してご使用される場合であっても、持ち込まれた備品等の預かり(保管)はしないものとする。

(13)会館内は、全面禁煙であること。喫煙は会館外の所定の喫煙所にてのみ許可されていること。

(14)会館内においては人声、楽器、拡声器等による喧噪にわたる行為は禁止する。

(15)物品販売等、会館内において寄付金を募集し、物品を販売することは禁止。

(16)その他不明な点については会館事務局(0744-22—4311)へお問い合わせのうえ利用すること。

附則

1. 本規約は、令和4年2月12日開催の理事会(令和3年度第7回理事会)において承認され、令和4年4月1日より施行する。

会館使用申請書

公益社団法人奈良県柔道整復師会

会長 米 田 博 伸 様

申 込 み 団 体 名

代 表 者 氏 名

印

下記の内容にて、会館使用申請致します

記

開 催 名 称	
開 催 趣 旨	
使 用 日 時	年 月 日 () ~ 年 月 日 () 時 分 ~ 時 分
参 加 者 数	一般 ・ 学 生 ・ 高 齢 ・ 他 約 人
連 絡 責 任 者	氏 名 役 職
	住 所
	電 話 F A X
	携 帯 電 話 ア ド レ ス
活 動 内 容	
費 用	会 員 (1,500 円 × 時間 = 円)
	会 員 外 (2,000 円 × 時間 = 円)
駐 車 場	使 用 (あ り ・ な し)
昼 食	あ り な し
傷 害 保 険	あ り な し

受付 年 月 日 () ・ 整理番号

担当支部

※ パンフレット及びプログラム等の資料をご提出ください

※ お申し込みは原則として1ヶ月前までをお願い致します